

# 食料・農業・農村基本法の見直しに向けた 農業委員会系統組織の対応について

---

令和5年6月30日  
一般社団法人全国農業会議所  
専務理事 稲垣照哉

# 1. 全国農業会議所と農業委員会系統組織について

## 組織の目的（定款）

広く農業者の立場を代表する組織として、会員相互の連絡調整、農業一般に関する意見の公表、情報の提供等を行うことによって、農業の生産力の増進並びに農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与するとともに、市町村農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構（以下、「都道府県農業会議」という。）の事務の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする一般社団法人。

## 主な業務

- ・市町村農業委員会、都道府県農業会議の支援
- ・農業経営対策、農業経営者組織支援
- ・政策提案等農政活動
- ・全国新規就農相談センター業務
- ・農の雇用事業、農業次世代人材投資資金交付
- ・日本農業技術検定実施機関
- ・農業技能実習評価試験実施機関
- ・全国農業新聞、全国農業図書発行 等々

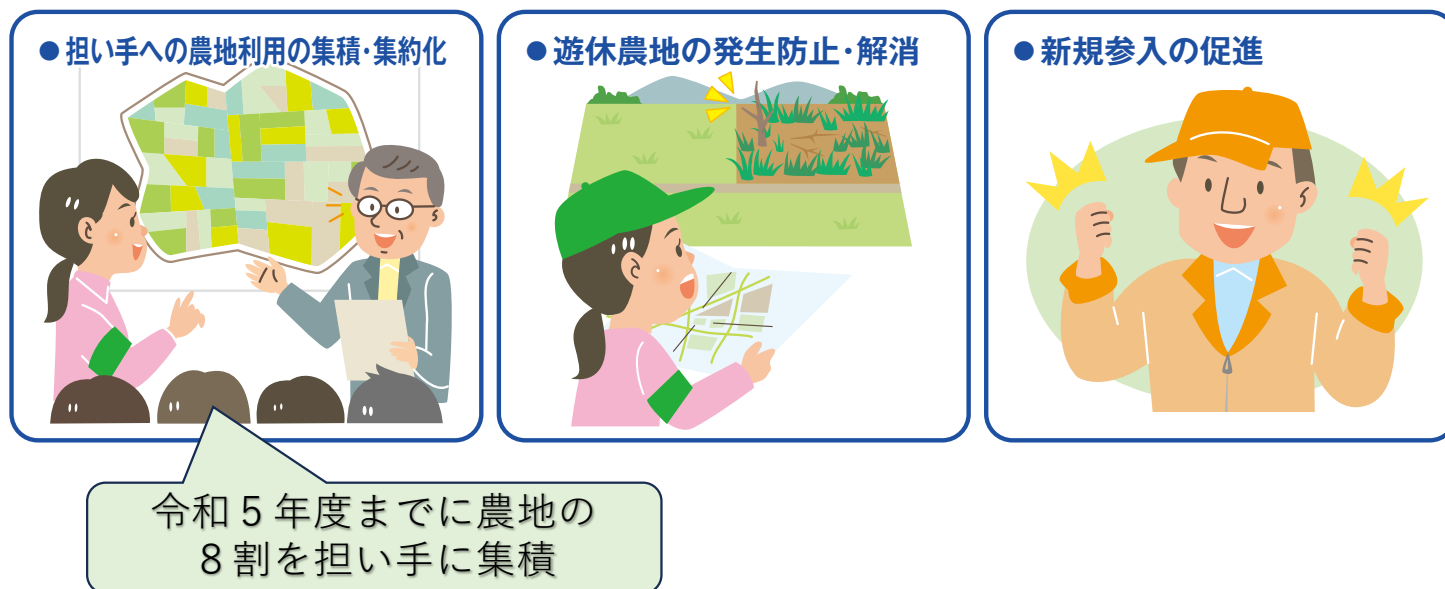
## 会員

- 1号会員 都道府県農業会議（47）←市町村農業委員会
- 2号会員 全国農業協同組合中央会及び全国をエリアとする農業協同組合連合会(6)
- 3号会員 2号以外の全国をエリアとする農業団体等(10)
- 4号会員 個人会員(6)

計69会員

## 2. 農業委員会とは市町村に設置されている行政委員会（1,697委員会）

### 1. 農地利用最適化業務（平成27年改正、28年4月1日施行）



### 2. 農地行政を担う組織（昭和26年発足以来の業務） 農地法に基づく許可、農地パトロール等

### 3. 農業者の代表機能 施策の改善についての意見の提出

# 3. 食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案

## 農業・農村をめぐる情勢（提案の背景）

令和5年5月30日  
農業委員会ネットワーク機構

- 世界的な気候変動による食料生産の不安定化と食料需要の拡大+ロシアのウクライナ侵攻 ⇒ 我が国は円安等による買い負けの懸念の高まり
- 現行基本法制定20年余経過 規模拡大等の構造改革の進展 ⇔ 農業者の離農・若者の流出等、農業生産基盤の弱体化
- 令和5年4月に改正基盤法が施行 ⇒ 「地域計画」の策定、またその基となる「目標地図」の素案づくり ⇒ 地域農業が持続的に発展する設計図 = 食料安全保障に直結

## I～II 食料・農業・農村基本法の見直し

※タイトル等番号は、提案本編の番号に対応

### I 食料安全保障とあるべき農業・農村の姿

#### 1. 食料安全保障の位置付けの明確化等

平時からの食料安全保障の強化を基本法の目的に位置づけるとともに、平時と不測時の転換点を明確にすること。

#### 2. 水田農業を基本とした食料安全保障の確立

##### (1) 米の可能性の追求

水田農業を基本に、適地適作としての畑作化と水田の汎用化をバランスよく促進すること。このため米等の輸出を図りつつ米粉や飼料米の開発等、米の持つ可能性を追求すること。

##### (2) 多様な農業を担う者の共存

我が国の農業生産現場は、認定農業者等の担い手経営とそれ以外の経営体（兼業農家・半農半X）等の多様な農業を担う者が共存する姿が現実的で、地域計画の策定にあたっては、農業を担う者毎の特性に応じたエリア設定や政策の優先順位付けや専用施策を用意すべき。

#### 3. 日本型直接支払制度の拡充

食料供給機能や大気・水質・土壌等の調整機能に加え、文化の伝承や景観・レクリエーション等の文化的機能など多面的機能とこれまでの直接支払制度を再評価した新たな日本型直接支払制度の実現を図ること。

### II 食料等の安定供給の確保

#### 2. 適正な価格形成の在り方の検討

農業の持続的発展のためには生産コストを踏まえた適正な価格形成の仕組みの構築が喫緊の課題であり、エガリム法等を参考に我が国にあった制度を早急に構築すること。

## VI 支援体制の整備

### VI 農業委員会組織の体制整備

#### 1. 地域計画の円滑な策定に向けた支援

地方自治体の実態に応じて地域計画等に携わる人員を期間限定かつ徹底した動員等により手当てすること。

#### 3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

全国の数多くの農業委員会において最適化推進委員の定数基準を満たせず地域計画策定等に向けた農業委員会の機動的な運営に支障をきたしており、推進委員の委嘱について市町村の任意にすること、もしくは委嘱しない要件の緩和等について検討すること。

#### 4. 市町村農業委員会の事務局体制の強化等

地域計画の策定や目標地図の素案作成等の取組みに支障が出ないよう農業委員会が活用できる予算を十分に確保すること。「農用地利用集積等促進計画」の事務を知事から市町村へ権限移譲や事務委任することが可能であり、事務増加分の予算を配分すること。

## III～V 基本法関連施策の確立

### III 農地の確保と効率及び適正利用

#### 1. 担い手への農地集積・集約化と多様な農地利用の両立の実現

- (1) 「守るべき農地（エリア）」の考え方の共有等
- (2) 農地の集積・集約化の取組み強化

#### 2. 農地確保にあたっての国の責務と関与の強化・明確化

農振法の目的に食料安全保障を追加し、それを加味したうえで国は農地の目標面積を策定し、都道府県と協議し配分すること。また、農振農用地区域からの除外に際する国との事前協議などゾーニングについて国の責務と関与を強化すること。

#### 3. 農地の適正利用の確立

##### (1) 適正利用を農地法の目的に明記

農地法に農地の「効率的な利用」に「適正利用の確保」を追加すること。

##### (2) 農地法第3条の許可要件に「耕作者の属性」を追加

農地を取得したにもかかわらず適正利用をしていない者、その他法令に違反した者等の属性についても許可要件とすること。

##### (3) 農地法第3条許可の適正化

農地法の下限面積の廃止について、許可基準の適用に当たり判断に迷う事案が多いことから、国は照会があった個別事案について適切に対応し情報共有を行うこと。

##### (4) 営農型太陽光発電施設に対する制度的措置

償却を終える施設等への対応として廃棄費用の外部積立により迅速かつ適切に廃業が行われるよう措置すること。あわせて以下の法改正について検討すること。

- ①② 施設の設置は、収支計画書と実績報告書の提出を義務づけ、地域の話し合いや合意及び市町村の関与を条件とすること。その無報告、虚偽報告等の場合は許可の取消しと、FIT法認定も自動的に取消されるようにすること。
- ③ 不作等を理由とした作物変更の判断基準や、転用許可更新を待たず即座に許可取消に該当する事案を明確にし、地域で栽培実績のない作物は事前の実証栽培を義務づけること。

##### (5) 「法人農地取得事業」の厳正実施

### IV 農業・農村を担う者の在り方

#### 2. 農業を担う者に対する経営政策の支援（1の2(2)多様な農業を担う者参照）

#### 3. 農業キャリアアップシステムの早期創設

雇用就農者等の就業履歴や保有資格などをデータベースに、求人情報の登録や就職あっせん等の機能を加えたシステムを早急に構築すること。

#### 4. 農業経営における労働環境整備

##### (2) 外国人技能実習制度の見直しによる農業労働力補完体制の確立

### V 農村の持続的発展等

## 4. 政策提案のポイント① I～II 食料・農業・農村基本法の見直し

### I 食料安全保障とあるべき農業・農村の姿

#### 1. 食料安全保障の位置付けの明確化等

平時からの食料安全保障の強化を基本法の目的に位置づけるとともに、平時と不測時の転換点を明確にすること。

#### 2. 水田農業を基本とした食料安全保障の確立

##### (1) 米の可能性の追求

水田農業を基本に、適地適作としての畑作化と水田の汎用化をバランスよく促進すること。このため米等の輸出を図りつつ米粉や飼料米の開発等、米の持つ可能性を追求すること。

##### (2) 多様な農業を担う者の共存

我が国の農業生産現場は、認定農業者等の担い手経営とそれ以外の経営体（兼業農家・半農半X）等の多様な農業を担う者が共存する姿が現実的で、地域計画の策定にあたっては、農業を担う者毎の特性に応じたエリア設定や政策の優先順位付けや専用施策を用意すべき。

#### 3. 日本型直接支払制度の拡充

食料供給機能や大気・水質・土壌等の調整機能に加え、文化の伝承や景観・レクリエーション等の文化的機能など多面的機能とこれまでの直接支払制度を再評価した新たな日本型直接支払制度の実現を図ること。

### II 食料等の安定供給の確保

#### 2. 適正な価格形成の在り方の検討

農業の持続的発展のためには生産コストを踏まえた適正な価格形成の仕組みの構築が喫緊の課題であり、エガリム法等を参考に我が国にあった制度を早急に構築すること。

## 4. 政策提案のポイント② III～V 基本法関連施策の確立

### III 農地の確保と効率及び適正利用

#### 1. 担い手への農地集積・集約化と多様な農地利用の両立の実現

- (1) 「守るべき農地(エリア)」の考え方の共有等
- (2) 農地の集積・集約化の取組み強化

#### 2. 農地確保にあたっての国の責務と関与の強化・明確化

**農振法の目的に食料安全保障を追加し、それを加味したうえで国は農地の目標面積を策定し、都道府県と協議し配分すること。また、農振農用地区域からの除外に際する国との事前協議などゾーニングについて国の責務と関与を強化すること。**

#### 3. 農地の適正利用の確立

##### (1) 適正利用を農地法の目的に明記

**農地法に農地の「効率的な利用」に「適正利用の確保」を追加すること。**

##### (2) 農地法第3条の許可要件に「耕作者の属性」を追加

**農地を取得したにもかかわらず適正利用をしていない者、その他法令に違反した者等の属性についても許可要件とすること。**

##### (3) 農地法第3条許可の適正化

**農地法の下限面積の廃止について、許可基準の適用に当たり判断に迷う事案が多いことから、国は照会があった個別事案について適切に対応し情報共有を行うこと。**

##### (4) 営農型太陽光発電施設に対する制度的措置

**償却を終える施設等への対応として廃棄費用の外部積立により迅速かつ適切に廃業が行われるよう措置すること。あわせて以下の法改正について検討すること。**

**①② 施設の設置は、収支計画書と実績報告書の提出を義務づけ、地域の話し合いや合意及び市町村の関与を条件とすること。その無報告、虚偽報告等の場合は許可の取消しと、FIT法認定も自動的に取消されるようにすること。**

**③ 不作等を理由とした作物変更の判断基準や、転用許可更新を待たず即座に許可取消に該当する事案を明確にし、地域で栽培実績のない作物は事前の実証栽培を義務づけること。**

##### (5) 「法人農地取得事業」の厳正実施



## 4. 政策提案のポイント③ VI 支援体制の整備

### IV 農業・農村を担う者の在り方

2. 農業を担う者に対する経営政策の支援（1の2(2)多様な農業を担う者参照）

3. 農業キャリアアップシステムの早期創設

**雇用就農者等の就業履歴や保有資格などをデータベースに、求人情報の登録や就職あっせん等の機能を加えたシステムを早急に構築すること。**

4. 農業経営における労働環境整備

(2)外国人技能実習制度の見直しによる農業労働力補完体制の確立

### V 農村の持続的発展等

### VI 支援体制整備

1. 地域計画の円滑な策定に向けた支援

**地方自治体の実態に応じて地域計画等に携わる人員を期間限定かつ徹底した動員等により手当すること。**

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

**全国の数多くの農業委員会において最適化推進委員の定数基準を満たせず地域計画策定等に向けた農業委員会の機動的な運営に支障をきたしており、推進委員の委嘱について市町村の任意にすること、もしくは委嘱しない要件の緩和等について検討すること。**

4. 市町村農業委員会の事務局体制の強化等

**地域計画の策定や目標地図の素案作成等の取組みに支障が出ないよう農業委員会が活用できる予算を十分に確保すること。「農用地利用集積等促進計画」の事務を知事から市町村へ権限移譲や事務委任することが可能であり、事務増加分の予算を配分すること。**

## 5. 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」のポイント（4本柱と今後の方向性）

### 令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

<b>食料安全保障の強化</b>	不測時だけでなく、 <b>平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①不測時に政府一体で実行する体制・制度の構築（法制化）</li><li>②主食用米から転換し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物を生産拡大</li><li>③適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化）</li><li>④物流2024年問題への対応、買い物弱者対策など</li></ul>
<b>農林水産物・食品の輸出の促進</b>	<b>海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①輸出産地の形成</li><li>②輸出支援プラットフォームの整備</li><li>③知的財産の保護・活用</li></ul>
<b>農林水産業のグリーン化</b>	環境負荷低減等、 <b>新たに持続可能な農業を主流化する考え方の導入</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①有機農業の大幅拡大</li><li>②温室効果ガスの削減、生物多様性の保全</li><li>③補助金などで環境負荷低減への配慮を原則化</li></ul>
<b>スマート農業</b>	農業従事者が減少する中でも、 <b>食料供給基盤が維持できるようにするための生高性の高い農業の確立</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>①スマート農業の振興の法制化</li><li>②多様な農業人材の育成・確保</li><li>③農業水利施設等の維持管理や中山間地域の臍業維持</li></ul>



## 6. 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」における農地の言及

### II 政策の新たな展開方向

#### 3 農業の持続的な発展

##### (2) 農地の確保と**適正**・有効利用

- ①地方公共団体による農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化
- ②地域計画内の農地に係る転用規制強化
- ③農地の権利取得時の耕作者の属性の確認
- ④営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応
- ⑤地域計画内における遊休農地の解消の迅速化等の仕組み

を検討する。

## 7. 食料・農業・農村基本法見直しと「地域計画」について

農業経営基盤強化促進法（令和5年4月1日：改正法施行）

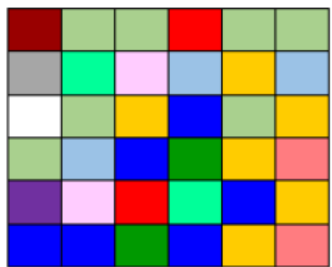
**第十九条** 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における**農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。（令和7年3月31日までに作成）**

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

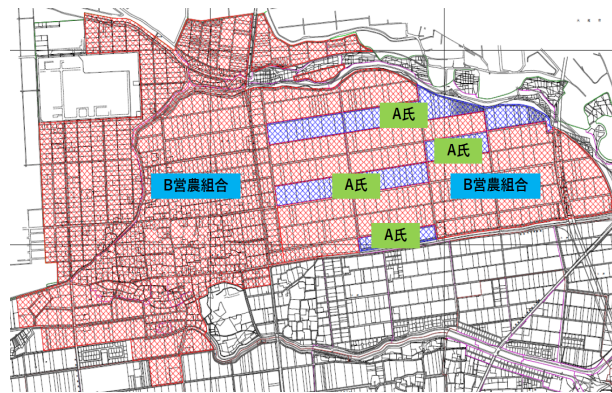
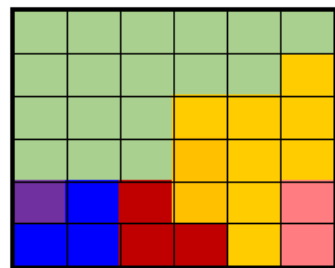
- 一 地域計画の区域
- 二 前号の区域における農業の将来の在り方
- 三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善  
その他必要な措置

3 同意市町村は、**地域計画**においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において**農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする**

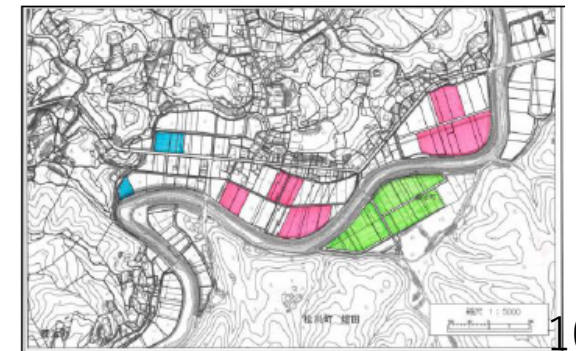
現状



目標地図



【目標地図(令和3年度末)】



## 8. 平時、不測時の食料安全保障における「農地」について

### ※農地の確保と適性・有効利用

#### 中間とりまとめ (P28)

世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、**食料生産基盤である優良な農地を確保する**とともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある。

#### 新たな展開方向 (P6)

地域計画（目標地図）に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、**国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保する**とともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）  
農地の見通しと確保

令和12年時点で確保される**農地面積 414万ha**

農業振興地域の整備に関する法律  
農用地等の確保等に関する基本指針（令和2年12月）

**農用地等（農用地区域内農地）の面積**については、現状（令和元年400.2万ヘクタール）よりも3万ヘクタール減の**397万ヘクタール**を目標として設定する

農業経営基盤強化促進法  
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

都道府県	基本方針
市町村	基本構想
地域	地域計画

**農地の確保、集積の目標設定と実現の取り組みの間の整合性確保**

## 9. 「多様な農業人材」と「農業を担う者」

※ 「多様な農業人材」、「担い手」、「農業を担う者」の位置づけがどうなるのか

### 「中間とりまとめ」における「多様な人材」

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営（11）
- ・ 離農する経営の農地の受け皿となる経営体（9）
- ・ 付加価値向上を目指す経営体（7）
  
- ・ 農業を副業的に営む経営体（4）
- ・ 自給的農家（2）
  
- ・ 半農半X（0）

食料・農業・農村基本法 第21条  
国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する



地域の実態に応じた対応

### 農業を担う者

①認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）

②①以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）

③委託を受けて農作業を行う者

農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の3（2）を基に作成